

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第30号

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(現金による収納)</p> <p>第33条 会計管理者、出納員又は収入取扱員は、第29条の規定による納入の通知をした収入（同条第3号に掲げるものを除く。）について、納入者から現金の納付を受けるものとする。この場合においては、現金領収書（第9号様式）を納入者に交付し、現金受払簿に登記の上、納付書により当日又は翌日（翌日が休日（<u>香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下この条及び第266条において同じ。</u>）<u>その他指定金融機関等に払い込むことが困難であると認められる日に</u>当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）に指定金融機関等に払い込まなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(資金前渡により購入した物品の処理)</p> <p>第121条 資金前渡を受けた職員は、その購入に係る物品について物品購入調書（第49号様式）を作成し、用務完了後5日以内に物品出納命令者に報告するとともに、引き継ぐべき物品があるときは、これを引き継がなければならない。<u>ただし、引き継ぐべき物品がないときは、物品購入調書の作成を省略することができる。</u></p> <p>(収納手続)</p> <p>第223条 取引店は、現金の納付を受けたときは、直ちに県の預金口座に受け入れ、納入通知書又は納付書の各片に取引店の領収の印を押して納入通知書兼領収書、<u>納付書兼領収書等を</u>納入者に交付しなければならない。</p> <p>2 取引店は、前項の規定により県の預金口座に受け入れた県の預金を収入伝票及び領収済通知書とともに、その日に総括店に送付しなければならない。この場合において、<u>授業料、給食費又は光熱水費</u>にあっては、収入伝</p>	<p>(現金による収納)</p> <p>第33条 会計管理者、出納員又は収入取扱員は、第29条の規定による納入の通知をした収入（同条第3号に掲げるものを除く。）について、納入者から現金の納付を受けるものとする。この場合においては、現金領収書（第9号様式）を納入者に交付し、現金受払簿に登記の上、納付書により当日又は翌日（翌日が休日（<u>日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は1月2日、同月3日若しくは12月31日をいう。以下同じ。</u>）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）に指定金融機関等に払い込まなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(資金前渡により購入した物品の処理)</p> <p>第121条 資金前渡を受けた職員は、その購入に係る物品について物品購入調書（第49号様式）を作成し、用務完了後5日以内に物品出納命令者に報告するとともに、引き継ぐべき物品があるときは、これを引き継がなければならない。</p> <p>(収納手続)</p> <p>第223条 取引店は、現金の納付を受けたときは、直ちに県の預金口座に受け入れ、納入通知書又は納付書の各片に取引店の領収の印を押して納入通知書兼領収書<u>又は納付書兼領収書を</u>納入者に交付しなければならない。</p> <p>2 取引店は、前項の規定により県の預金口座に受け入れた県の預金を収入伝票及び領収済通知書とともに、その日に総括店に送付しなければならない。この場合において、<u>授業料又は給食費</u>にあっては、収入伝票に代えて</p>

票に代えて授業料等収入伝票（第75号様式）を総括店に送付し、かつ、領収済通知書に代える授業料等領収済通知書に授業料等納付箋を添えなければならない。

3～5 略

（期間計算の特例）

第276条 この規則の規定により定められている期間でその末日について民法（明治29年法律第89号）第142条の規定の適用があるもののうち、第46条第1項第1号に規定する期間及び第193条第2項に規定する期限については、当該期間の末日又は期限が土曜日又は1月2日、同月3日若しくは12月31日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日（日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は1月2日、同月3日若しくは12月31日をいう。）でない日をその末日又は期限とみなす。

別表第1（第2条関係）

所の名称

- 1 略
- 2 教育委員会の所
 - (1)～(3) 略
 - (4) 小豆島中央高等学校
 - (5)～(31) 略
 - (32) 観音寺総合高等学校
- (33)～(44) 略

3 略

別表第3（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
略		
県立ミュージアムの出納員	県立ミュージアムの収入取扱員	県立ミュージアムで県が主催する展覧会の出品料及び当該展覧会の前売入場券の取扱いを画廊等に委託した場合の

授業料等収入伝票（第75号様式）を総括店に送付し、かつ、領収済通知書に代える授業料等領収済通知書に授業料等納付箋を添えなければならない。

3～5 略

（期間計算の特例）

第276条 この規則の規定により定められている期間でその末日について民法（明治29年法律第89号）第142条の規定の適用があるもののうち、第46条第1項第1号に規定する期間及び第193条第2項に規定する期限については、当該期間の末日又は期限が土曜日又は1月2日、同月3日若しくは12月31日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日をその末日又は期限とみなす。

別表第1（第2条関係）

所の名称

- 1 略
- 2 教育委員会の所
 - (1)～(3) 略
 - (4) 小豆島高等学校
 - (5) 土庄高等学校
 - (6)～(32) 略
 - (33) 観音寺中央高等学校
 - (34) 三豊工業高等学校
 - (35)～(46) 略

3 略

別表第3（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
略		
県立ミュージアムの出納員	県立ミュージアムの収入取扱員	県立ミュージアムで県が主催する展覧会の前売入場券の取扱いを画廊等に委託した場合の観覧料の収納

第75号様式（第223条関係）

授業料等収入伝票

学校名		第 号						
年度 歳入	会計名							
金 額	千	百	十	万	千	百	十	円
納付目的 授業料(給食費等)								
指定金融機関等							領収日付印	

備考 用紙各片の大きさは、縦210ミリメートル、横99ミリメートルとすること。

授業料等領収済通知書

学校名		第 号						
年度 歳入	会計名							
金 額	千	百	十	万	千	百	十	円
納付目的 授業料(給食費等)								
收支命令者 殿							所の出納員 殿	
指定金融機関等							領収日付印	

第75号様式（第223条関係）

授業料等収入伝票

学校名		第 号						
年度 歳入	会計名							
金 額	千	百	十	万	千	百	十	円
納付目的 授業料(給食費)								
指定金融機関等							領収日付印	

備考 用紙各片の大きさは、縦210ミリメートル、横99ミリメートルとすること。

授業料等領収済通知書

学校名		第 号						
年度 歳入	会計名							
金 額	千	百	十	万	千	百	十	円
納付目的 授業料(給食費)								
收支命令者 殿							所の出納員 殿	
指定金融機関等							領収日付印	

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第33条第1項の規定は、この規則の施行の日以後の現金による収納について適用し、同日前の現金による収納については、なお従前の例による。